



防護と捕獲の両輪



～集落ぐるみで獣害対策を～

☎ 農林課（春日庁舎内） ☎ 88 - 5029



防護

柵の設置や^{ひそ}潜み場・誘因物の除去による環境改善



捕獲

人里に出没する有害鳥獣をわな等で捕獲・駆除

シカやイノシシ、アライグマなどの有害鳥獣による農作物被害や生活環境への影響を抑えるためには、「防護」と「捕獲」の両輪で取り組むことが重要です。

集落の人口減少や農林業者の高齢化が進む中、効果的な獣害対策を継続的に行うためには、個人でできる対策には限りがあるため、集落で協力して対策をすることが有効です。

集落が一体となった取組への支援

市では獣害対策を集落で取り組むとする自治会に対し、様々な事業による支援を行っています。

防護と捕獲を学び、実践する

被害集落自立支援事業

集落ぐるみで獣害対策に取り組む自治会や農会を対象に、専門家である獣害対策アドバイザーを集落に派遣し、防護柵の点検や箱わなの設置、捕獲技術の向上のための研修や実地指導を行います。

現在、青垣町東芦田、市島町段宿の2集落でこの事業が活用されています。この事業を活用し、獣害対策に取り組みたい集落（自治会、農会）は農林課へご連絡ください。

市内2集落を支援する獣害対策アドバイザーと、集落内鳥獣生息環境管理事業（左ページ、「防護する」に記載の事業）を活用して集落内の竹林を除去した自治会のインタビューを掲載しています（ページ下部）。



獣害防護柵の点検



箱わなの設置指導

問題点と改善策を示す

獣害防護柵の設置方法や修理方法、捕獲用の箱わなを設置する際の適切な餌の置き方等、技術や知識に関する指導を行っている。

集落で獣害対策が必要という意識はあるが、何をすべきかわからないといった課題がある。それに対して、まず何が問題かを提示し、さらにその改善策を示すことが重要だと思っている。

鹿の侵入経路を特定

段宿自治会では、まず鹿の侵入経路の特定から始めた。入口になっていた獣害防護柵の穴をふさぐと、鹿の侵入が止まった。集落内の侵入経路の存在を認識してもらったことで、獣害対策に取り組む意識が高まったと思う。次に行ったのが箱わなを使った捕獲。それまでは、箱わなを設置しても獲れないと思っていた人が多かったが、設置方法を指導し、実際に捕獲に成功することで、集落の意識も上がり、捕獲技術も向上した。

継続して取り組める体制を

獣害対策は取組の継続がとても大切で、それができる体制をどのように作り、維持できるかが課題である。そのためには、集落が獣害対策に主体的に取り組むという意識を高めていくことが大切だと思う。



獣害対策アドバイザー
田中大輝さん

防護する

柵の設置や、動物の潜み場となる集落内の竹林等を除去し、有害鳥獣が寄り付きにくい環境を整えます。

集落内鳥獣生息環境管理事業

有害鳥獣の潜み場となる集落内の雑木林や竹林などを除去し、有害鳥獣が寄り付きにくい環境を整えます。

対象 被害集落自立支援事業に取り組む集落



除去前



除去後

やちよ

野猪等被害防止柵等設置事業

山ぎわや、ほ場周りに設置する獣害防護柵や捕獲用の箱わなの資材費の一部を助成し、農作物被害対策を支援します。

対象資材 金属柵、電気柵、箱わな

補助率 80%以内



ID 2340



山からの侵入を防ぐ金属柵



ほ場周りの電気柵

捕獲する

人里に出没する有害鳥獣を適切に捕獲し、農作物と生活環境を守ります。

有害鳥獣の捕獲活動

「有害捕獲期間」と「狩猟期間」で異なる手続き（許可・登録）が必要です。
※狩猟免許はどちらの期間でも必要

有害捕獲期間 4月1日～11月10日（小型動物は通年）

- ・狩猟免許を持ち、市が有害捕獲許可を出している捕獲従事者のみが活動できます。
 - ・市には捕獲活動団体が7団体あり、地域からの捕獲要望に応じて活動をしています。
- ※免許、許可の無い人がわな等で捕獲することはできません。

狩猟期間 11月15日～2月15日（シカ・イノシシは3月15日まで）

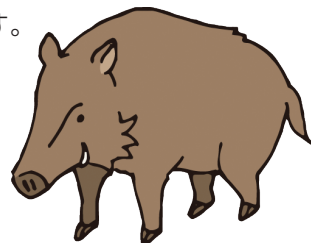
※狩猟免許と県への狩猟者登録が必要です。

捕獲するには

捕獲要望書を市へ提出してください。市から捕獲団体へ活動要請をします。

- 大型動物（シカ・イノシシ）の場合：**対象** 自治会、農会 **捕獲方法** 箱わな、くくりわな、銃猟
- 小型動物（アライグマ、タヌキ、イタチ等）の場合：**対象** 個人 **捕獲方法** 箱わな

ID 3420



竹林を除去した効果

事業実施前は竹林が猪の潜み場になっていたが、竹林を除去してからは集落内で猪を見かけなくなった。見通しが良くなり、山からおりてこなくなったと思う。景観も良くなり、不法投棄の抑止にもつながっている。

集落で維持管理を継続

東芦田には4つの農会があるが、週に1回、2人1組の当番で地域内の獣害防護柵や網を巡回し、破損していないか点検している。設備を整備しても、維持管理を継続して行わなければ、効果は得られない。また、毎年、獣害対策についての研修会を実施し、新たな知識や技術の習得にも努めている。

被害の減少と集落内の意識の高まり

獣害対策に集落全体で取り組んできた。それが被害の減少という効果につながっていることで、集落内の意識、気運がさらに高まり、好循環となっている。自治会が試験費用を負担して、狩猟免許を取得した人もいる。集落でできることは集落でやるという意識で、今後も取り組んでいきたい。他の集落からの視察も受け入れるので、希望される場合は農林課へ連絡してほしい。



東芦田自治会（青垣地域）
自治会長 芦田八郎さん